

富山県福祉サービス第三者評価機関認証要綱・実施要領

富山県福祉サービス第三者評価機関認証要綱	富山県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領
<p>(目的)</p> <p>第1条 富山県が実施する福祉サービス第三者評価事業(以下、「事業」という。)に関し、富山県福祉サービス第三者評価推進機構(以下、「機構」という。)において行う福祉サービス第三者評価機関(以下、「評価機関」という。)に対する認証の基準(以下、「認証基準」という。)を定めることにより、<u>福祉サービス第三者評価</u>(以下、「評価」という。)の信頼性、透明性を確保するとともに、評価機関の参入促進を図り、もって評価の普及・定着に資することを目的とする。</p> <p>(認証要件)</p> <p>第2条 評価機関の認証要件は次に掲げる各号とする。</p> <p>(1) <u>法人格</u>を有すること。</p> <p>(2) <u>福祉サービス</u>を提供していないこと。</p> <p>(3) 福祉サービスを提供又は経営する者が当該評価機関を構成するもののうち半数を超えている場合には、評価結果の決定を行う第三者からなる評価決定委員会を設置すること。</p> <p>(4) 前号に規定する評価決定委員会の委員は、次に掲げる者であって、それぞれ2人以上のおおむね同数によって構成されること。この場合において、当該委員には、評価決定委員会を設置する評価機関の代表者、理事、役員、その他評価調査者を除く雇用関係にある者が含まれていないこと。</p> <p>ア 福祉、医療、法律、経営、評価等学識経験者</p> <p>イ 社会福祉事業の経営者又は従事者</p> <p>ウ 福祉サービス利用者又は一般県民</p>	<p>福祉サービス第三者評価機関認証要綱(平成17年1月13日付)(以下、「要綱」という。)の実施要領を次のように定める。</p> <p>(福祉サービス第三者評価)</p> <p>第1条 要綱第1条に規定する「福祉サービス第三者評価」とは、富山県福祉サービス第三者評価推進機構(以下、「機構」という。)が認証した福祉サービス第三者評価機関(以下、「評価機関」という。)が、機構が定める評価手法及び評価基準項目をすべて取り込んで実施する、福祉サービスの評価をいう。</p> <p>(法人格)</p> <p>第2条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等をいい、法人の形態は問わない。</p> <p>(福祉サービス)</p> <p>第3条 要綱第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げる各号いう。</p> <p>(1) 社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるすべての事業(ただし、社会福祉法第2条第2項第7号に規定される生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同法同条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。)</p> <p>(2) 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべてのサービス。</p>

(5) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。

(代表者等が関係するサービス事業者)

第4条 要綱第2条第5号に規定する「評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは、評価機関の代表者や理事、役員等が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所をいう。なお、「所属」とは、代表者や理事、役員であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

2 評価機関とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関の申し出により前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(6) 評価機関が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。

(評価機関が関係するサービス事業者)

第5条 要綱第2条第6号に規定する「評価機関が関係するサービス事業者」とは、評価機関が、コンサルタント、会計事務所、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているかまたは過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設をいう。

(7) 評価調査者（評価を行うのに必要な資格や経験を有し、機構が実施する評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者）が2人以上所属していること。（実施要領第6条第1号及び第2号を満たす評価調査者が、それぞれ1名以上所属していること。）

(必要な資格や経験)

第6条 要綱第2条第7号に規定する「必要な資格や経験」とは、以下に掲げる各号をいう。

- (1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (2) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

また、評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を評価調査者に絶えず所持させ、サービス事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示させること。

評価調査者の名簿登載の詳細については、別に定める「評価調査者名簿登載要領」による。

(所属)

第7条 要綱第2条第7号に規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価調査者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていることをいう。

(8) 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。

(9) 一件の第三者評価に2人以上（実施要領第6条第1号及び第2号の双方を含む）の評価調査者が一貫してあたること。

(10) 属する評価調査者に、評価調査者自らが所属・業務等で関係するサービス事業者の評価を行わないこと。

(評価調査者自らが所属・業務等で関係するサービス事業者)

第8条 要綱第2条第10号に規定する「評価調査者自らが所属・業務等で関係するサービス事業者」とは、評価調査者が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するものや、評価調査者がコンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているかまたは過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所のことをいう。なお、「所属」とは、代表者や理事、役員であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

(11) 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。

ア 所属する評価調査者一覧

イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む）

ウ 第三者評価の手法に関する規程

エ 守秘義務に関する規程

オ 倫理規程

カ 料金表

キ 評価事業の実績

ク 苦情等への対応体制

(12) 評価の実施にあたっては、機構の定める評価手法及び評価項目をすべて取り込んで行うこと。

(13) 評価を実施した評価調査者、評価手順、評価結果等について機構の定める様式を用いて報告すること。

評価結果等の情報の公表の詳細については、別に定める「情報公表要領」による。

(14) 前項の評価結果等の報告内容を、機構が公表することを承諾すること。サービス事業者が評価結果等の一部または全部について公表を望まない場合は、その理由を附して機構に報告するとともに、その旨を公表することを、承諾すること。

(認証の申請)

第3条 認証の申請は、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」に必要な書類を添付して行う。

(認証)

第4条 認証は、第2条に規定する認証要件をすべて満たしていることを要件とする。

2 機構は、評価機関の認証について調査審議し、可否を決定する。

(認証の通知)

第5条 機構は、評価機関を認証したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」を交付する。

2 機構は、評価機関を認証しないこととしたときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」を交付する。

(変更の届け)

第6条 第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から30日以内に、「福祉サービス第三者評価機関内容変更届」に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

2 評価機関とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関の申し出により委員会は前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(公開)

第9条 要綱第2条第11号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいう。なお、評価機関はホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めるものとする。

(評価を実施した評価調査者、評価手順、評価結果等)
第10条 要綱第2条第13号に規定する「評価を実施した評価調査者、評価手順、評価結果等」とは、別に定める書類をいう。

(認証の辞退)

第 7 条 評価機関は「 認証辞退届」の提出により、認証を辞退することができる。

(認証の取消)

第 8 条 機構は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めるときは認証取消の決定をする。

(1) 第 2 条に規定する認証要件のいずれか一つが欠けた場合

(2) 一定期間事業実績がない場合

(3) 第 10 条に定める定期的な事業報告又は機構への協力を行わない場合

(4) 不正な行為が行われた場合

2 機構は、評価機関の認証を取り消したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」を交付する。

(定期的な事業報告)

第 9 条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに機構に対し、事業の実績等を報告するものとする。

(機構への協力)

第 10 条 第三者評価機関は、機構が事業の適切な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、実施要領に定める。

第 12 条 この要綱及び実施要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定める。

附 則

本要綱は平成 17 年 1 月 13 日から施行する。

(認証の取消)

第 11 条 要綱第 8 条第 2 号に規定する「一定期間」とは、3 年間とする。

第 12 条 要綱第 8 条第 4 号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。

(1) 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること

(2) 守秘義務に違反すること

(3) サービス利用者や事業者の人権を侵害すること

(4) 法令に違反すること

(5) その他社会的通念上不正な行為と認められる場合

(その他)

第 13 条 この実施要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は細目に定める。

附 則

本実施要領は平成 17 年 1 月 13 日から施行する。